

滋賀を文化芸術で元気にしよう

上限

20万円

第2次募集

1/11(月)

締め切り

補助金が受けられます。

第2次募集が始まりました！



新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し補助金を交付します。

- 出品予定の展覧会が中止となり、感染症対策を行って、新たに展覧会を開催する。
- 出演予定の演奏会が中止となり、改めて演奏会をインターネット上で公開する。
・・・ この機会に補助金を活用して、文化芸術活動を再開しませんか。
公演等が来年度になる場合も、準備作業が対象になります。
実演家だけでなく、技術スタッフ、舞台スタッフの方も対象です。

▼以下の取組に必要な経費を支援します (1)+(2)の合計上限額：20万円

対象となる取組・補助率等

取組	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1)文化活動経費	文化活動に係る経費のうち下記(2)の補助対象経費を除くもの	3/4	10万円
(2)感染症防止対策経費	感染症防止対策にかかる経費 (例)消毒液・マスク購入費、 飛沫拡散防止板購入費 等	3/4	10万円

◎お問い合わせ先
「未来へつなぐしが文化活動応援事業」事務局
(公益財団法人 びわ湖芸術文化財団 内)

電話 : 077-523-7146
営業時間 : 9時00分~12時00分
13時00分~17時00分
(12/29~1/3、毎週火曜日を除く)

未来へつなぐしが

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続を支援するため、感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し補助金を交付します。

◎ 住所または活動の拠点が県内にある以下の個人または団体

- ① 収入を伴う文化活動の実績があり、現にそれと同等の活動を行っていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年2月26日以降に展覧会や公演等の活動機会が失われたこと
- ※ プロ・アマチュアを問いません。
※ 同一人または同一団体が複数の申請を行うことはできません。
※ 同一の活動を複数人で行う場合は、団体として申請してください。
※ 団体の場合、構成メンバーの一人以上が②に該当してください。

◎ 下記の状況にある文化芸術活動に携わること

- ① 文化活動の企画・制作・実施等に関わるもので、県内で行われるもの
 - ② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底したうえで、広く一般に公開される活動
 - ③ 事業終了後、公開用の活動成果物を県に提供するもの
- ※ 個人または団体内にものみ還元される活動は対象外となります。

◎ 対象となる文化活動分野

文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された下記分野

- ① 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊(第8条関係)
- ② 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)(第9条関係)
- ③ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(第10条関係)
- ④ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(第11条関係)
- ⑤ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)および国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)(第12条関係)

◎ 補助する事業の実施期間

令和2年7月17日(金)から 令和3年1月17日(日)までに実施する事業

※ 再開後の公演等が来年度になる場合も、上記実施期間の中で準備作業を実施し公開すれば補助対象の取組となります。

◎ 申請期間

第2次募集: 令和2年9月17日(木)～令和3年1月11日(月)【消印有効】

※ 予算がなくなり次第終了となります。

※ 当初、第3次募集まで行う予定をしておりましたが、申請期間を延ばし、第2次募集で終了とします。

◎ 文化庁の「文化芸術活動の継続支援事業」との併用も可能

上限額20万円～150万円 ※ 詳細は、文化庁のホームページでご確認ください。

- ・ 申請に際し、事業計画書などの作成が必要です。
- ・ 申請には、書面における審査があります。
- ・ 自己負担(4分の1)も必要になります。
- ・ 事業実施後は、実績報告書や県民の皆さん向けの動画や簡単な資料の作成などが必要です。
- ・ 詳しくは、表面の事務局にお電話いただくか、募集要領、Q&Aをご確認ください。